

# 第 10 期 杉並区分別収集計画

令和 4 年 6 月策定

## 1 計画策定の意義

杉並区では、2050 年ゼロカーボンシティを目指し、地球温暖化防止にも資する資源循環型社会の実現に向けて、一層のごみの減量と資源化を推進していくため令和 4 年 5 月に新たな杉並区一般廃棄物処理基本計画（2022～2030）を策定した。当該計画に基づき、ごみ・資源の減量と資源化を進めているが、ごみの中に分別対象である資源物が多く含まれており、令和 3 年度家庭ごみ排出状況調査では、可燃ごみの中に約 21.4%の資源物が含まれていた。近年、新型コロナウイルス感染症等の影響による生活様式の変化等から、プラスチック製容器包装やペットボトルをはじめとしたごみ・資源の排出量が増加している状況もあり、現在東京都で埋め立てをしている最終処分場の延命化のためにも区、区民、事業者等が協働し、ごみ・資源の発生抑制並びに、更なる分別の徹底により資源化の推進を図る必要がある。

本計画はこのような状況の中、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）」第 8 条の規定に基づき、容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の 3 R を推進していくことで、ごみの最終処分量の削減に向けて具体的方針や数値を示している。

本計画を推進することにより、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成に寄与するものである。

## 2 基本の方針

本計画では、杉並区総合計画・実行計画及び杉並区環境基本計画との整合を図り、杉並区一般廃棄物処理基本計画の内容を踏まえている。区、区民、事業者等が同じ目標を共有し、それぞれの立場で各々の強みを最大限に発揮することで、ごみ減量やリサイクル推進に一体的に取り組むことを本計画の基本の方針とする。

## 3 計画期間

計画期間は令和 5 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

## 4 対象品目

容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）

	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
容器包装廃棄物排出量	33,095t	33,009t	32,931t	32,862t	32,801t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制及び適正処理のために次の方策を実施する。

### ① 環境学習の充実

将来を担う子どもたちにごみ問題やリサイクルについて関心を持ってもらうため、保育園や小学校を中心に教材やゲーム、体験学習用ごみ収集車を用い、楽しく理解してもらう出前環境学習を継続する。今後、新たに映像などを使ったより効果的な実施方法を検討する。より多くの区民が、環境配慮への意識づけやその行動を学ぶ機会となるよう、幅広い世代、単身世帯や外国人など多様な区民へ向けて効果的な学習ツールを工夫する。また、家庭で取り組めるごみの減量・資源化の意識啓発に向けた事業の開催、更に区立小中学校等ではファシリテーター（学習の進行役）を派遣し、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））をはじめとした身近な環境テーマについての学習を支援する出前講座を実施する。その他、環境について学んだ学習効果を発表する「小中学生環境サミット」や、環境学習コーディネーター等を派遣し、環境学習支援を行う個別学校支援を実施する。

### ② 資源分別の周知の徹底

毎年全戸配布している「ごみ・資源の収集カレンダー分け方・出し方」のほか分別方法を記載したちらしや清掃情報誌等の配布、多言語（英語、中国語、韓国語・朝鮮語、ネパール語、ベトナム語、フィリピン語）にも対応したスマートフォン向けのアプリケーション「なみすけのごみ出し達人（マスター）」による資源分別等の周知を行う。また、リサイクルの流れや排出時の注意点等に関してイベント時にパネル等で周知することで分別に対する意識向上を図る。

町会・自治会などの地域団体、不動産関連団体や住宅管理者などに協力を仰ぎ、区民、事業者等との協働により、転入時など様々な機会に杉並区の分別ルールを周知徹底し資源化を推進する。

なお、分別されていない廃棄物が集積所に排出された際は、警告シールを貼付し集積所に残すことで排出者に注意喚起を促す。更に、必要に応じて排出物の袋等を開封のうえ中身を調査し、排出者に個別に指導・助言等を行い適正な分別を促す。

### ③ 集団回収への支援

集団回収は区民が主体となった自主的なリサイクル活動であり、各実施団体内の適切な分別が良質な資源の確保につながる。しかし、団体構成員の高齢化などに伴い、実施団体、資源回収量ともに減少しているため、実施団体からの相談受付や報奨金の支給を引き続き行うとともに、活動が継続できるよう支援の充実を図る。

### ④ ワンウェイプラスチック削減の取組

環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに杉並区の取組みを登録し、内外に向けて情報発信を行う。また、講座・講演会やイベント等においてワンウェイプラスチック削減に向けた普及啓発を実施する。

⑤ 容器包装を減らす取組の促進

事業者には拡大生産者責任の考え方を周知し、過剰包装やワンウェイプラスチックの使用量削減、不要になった容器包装を店頭回収するなど、自主的な取組を実施するよう働きかける。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

区民の協力度、収集機材、資源化施設等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	古紙(紙パック)
主として段ボール製の容器	古紙(段ボール)
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	古紙(雑誌・雑がみ)※
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器 であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充 てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって 上記以外のもの	プラスチック製容器包装

※ちらし・パンフレット、雑誌等と併せて、「古紙(雑誌・雑がみ)」の区分で収集している。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	1,487t		1,444t		1,403t		1,362t		1,323t	
主としてアルミ製の容器	520t		505t		490t		476t		462t	
無色のガラス製容器	(合計) 2,082t		(合計) 2,041t		(合計) 2,000t		(合計) 1,960t		(合計) 1,922t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 2,082t	(引渡) 0t	(独自処理) 2,041t	(引渡) 0t	(独自処理) 2,000t	(引渡) 0t	(独自処理) 1,960t	(引渡) 0t	(独自処理) 1,922t
茶色のガラス製容器	(合計) 798t		(合計) 779t		(合計) 760t		(合計) 742t		(合計) 724t	
	(引渡) 702t	(独自処理) 96t	(引渡) 685t	(独自処理) 93t	(引渡) 669t	(独自処理) 91t	(引渡) 653t	(独自処理) 89t	(引渡) 637t	(独自処理) 87t
その他のガラス製容器	(合計) 1,874t		(合計) 1,857t		(合計) 1,841t		(合計) 1,825t		(合計) 1,809t	
	(引渡) 1,724t	(独自処理) 150t	(引渡) 1,709t	(独自処理) 149t	(引渡) 1,694t	(独自処理) 147t	(引渡) 1,679t	(独自処理) 146t	(引渡) 1,664t	(独自処理) 145t
主として紙製の容器であって飲料を充てるためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	28t		28t		27t		27t		27t	
主として段ボール製の容器	7,448t		7,536t		7,624t		7,714t		7,805t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの※	—		—		—		—		—	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょう油を充てるためのもの	(合計) 2,591t		(合計) 2,677t		(合計) 2,767t		(合計) 2,859t		(合計) 2,955t	
	(引渡) 700t	(独自処理) 1,891t	(引渡) 700t	(独自処理) 1,977t	(引渡) 700t	(独自処理) 2,067t	(引渡) 700t	(独自処理) 2,159t	(引渡) 700t	(独自処理) 2,255t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 4,649t		(合計) 4,617t		(合計) 4,586t		(合計) 4,555t		(合計) 4,523t	
	(引渡) 4,603t	(独自処理) 46t	(引渡) 4,571t	(独自処理) 46t	(引渡) 4,540t	(独自処理) 46t	(引渡) 4,509t	(独自処理) 46t	(引渡) 4,478t	(独自処理) 45t

※ちらし・パンフレット、雑誌等と併せて、「古紙（雑誌・雑がみ）」の区分で収集しているため、無記入とする。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法

特定分別適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み

= 直近年度の特定分別基準適合物等の収集量×人口変動率×前年度比の平均値（5年）

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

町会・自治会の地域団体等による集団回収では、引き続きかん、びん、古紙を回収する。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、選別・圧縮・梱包等の中間処理及び保管は、いずれも民間事業者に委託して行っている。

今後、ごみの減量やリサイクルを実施していくためには資源化施設や保管施設が必要不可欠であり、引き続き現在の施設の確保に努めるとともに、事業の安定的・効率的な運営に努めていく。